

(發給)

出給。... 茲に... 同僚... 日本...

根拠法人協議會大阪支所

財團法人協議會大阪支所

解決條件 (括弧内は嘆願項目)

- 一、(準工ノ収入ヲ月六十五圓程度ニ準ジテ他ヲ改善セラレタキコト)
(1) 定期工に對する從來の手當額十錢を二十錢とす
(2) 準工員並に本工員は最低十三錢、最高廿五錢を昇給す
昇給額の内譯
(イ) 定期工より準工員となりたる場合
一年未滿の者 十三錢
一年以上の者 十四錢
(ロ) 本工員(十五錢増給)
右は本年九月廿六日以降に本工となりたる者
(ハ) (十六錢)
右は本年六月廿六日以降に本工となりたる者
(ニ) (十七錢)
右は本年三月廿六日以降に本工となりたる者